

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会  
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業要綱

(目的)

第1条 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下、「訓練促進資金」という。）を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、令和6年4月1日以降に入学し、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者であり、かつ、申請時に大阪府に住民登録をしている者とする。ただし、専門実践教育訓練給付金及び保育士、介護福祉士、社会福祉士の各修学資金等の貸付けを受けている者を除く。

なお、訓練促進資金の貸付けを一度受けた者は対象外とする。

(訓練促進資金の貸付額)

第3条 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金とする。

2 貸付額は、500,000円以内とする。

3 保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

(連帯保証人)

第4条 訓練促進資金を借り受ける場合は、原則連帯保証人をたてることとし、訓練促進資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担する。その保証債務は、第17条の規定による延滞利子を包含するものとする。ただし、訓練促進資金の貸付を受けようとする者が、未成年である場合には、親権者の同意が必要であるとともに、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、貸付を受けようとする者と別世帯に属する者であって、65歳以下の安定した収入のある者1名とする。

3 訓練促進資金の貸し付けを受けた者が、連帯保証人を変更しようとするときは、大阪府ひとり親家庭福祉連合会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。

(貸付申請)

第5条 訓練促進資金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入のうえ、次の各号に定める必要書類を添付して、会長に申請しなければならない。

(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書

- (2) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し
- (3) 申請者及びその扶養している児童（20歳に満たないものをいう。以下同じ。）の属する世帯全員の住民票（申請者の本籍地記載のもの。マイナンバー記載不要。）
- (4) 連帯保証人の住民票（保証人の本籍地記載のもの。マイナンバー記載不要。）
- (5) 連帯保証人の前年の所得の証明する書類（府・市町村民税課税証明書全事項証明または雇用主発行の源泉徴収票）
- (6) 入校（入所）証明書（申請時に修行している養成機関の長が証明する在籍証明書等）
- (7) 本人確認ができる「顔写真、生年月日、住所、氏名」が記載されている公的機関発行証明書（運転免許証やパスポート、マイナンバーカード）の写し
- (8) 貸付必要額が確認できる書類の写し
- (9) 個人情報の取り扱い及び調査同意書
- (10) 相談履歴等の写し（大阪市ひとり親サポーターよりこども青少年局を経由し提出するものとする。）

（貸付の決定等）

第6条 会長は、第5条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは訓練促進資金の貸し付けを決定し、書面により申請者に通知する。また、貸付を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知し申請書類を返還するものとする。

（必要書類）

第7条 貸付の決定を受けた申請者（以下「借受者」という。）は、20日以内に次の各号に定める必要書類を会長に提出しなければならない。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書
  - (2) 借受者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
  - (3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申込・変更申請書及び振込口座の通帳の写し
- 2 会長は、前項の提出を受けた場合は、貸付金を一括して交付するものとする。
- 3 借受者が所定の期限までに第1項の書類を提出しないときは、会長は貸付決定を取り消すことができる。

（異動の届出）

第8条 借受者は、次の各号に該当したときは、直ちにその事実を証する書類を添えて、その旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所を変更したとき（結婚を含む）
- (2) 疾病等により修学の見込みがなくなったとき
- (3) 休学、復学、転学、留年または退学したとき
- (4) 停学その他の処分を受けたとき
- (5) 卒業したとき
- (6) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき

(7) 資格を取得したとき

(8) 第13条第1項に規定する業務に従事しなくなったとき

2 借受者が死亡したときはその親族または連帯保証人は事実記載のある公的証明書類を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

3 借受者が、取得した資格が必要な業務に従事したときまたは業務従事先を変更したときは、別に定める届出書に業務従事期間証明書を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

4 第1項から前項までの規程による届出は、借り受けた訓練促進資金に係る債務が消滅したときはこの限りではない。

#### (貸付契約の解除)

第9条 会長は、借受者が資金貸付の目的を達する見込みがなくなったと認めるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、借受者が訓練促進資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 会長は、借受者が第8条第1項に規定する必要書類を提出しない場合は、その契約を解除するものとする。

#### (返還)

第10条 借受者は、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から5年以内に、会長が定める金額を一括または月賦により返還しなければならない。

(1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第13条第1項に規定する業務に従事しなかったとき。ただし、国家試験に合格できなかった場合で、次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合は、「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」とする。

(3) 第13条第1項に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

#### (返還の債務の履行猶予)

第11条 借受者が次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。

(2) 当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2 借受者が次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 第13条第1項に規定する業務に従事しているとき

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の猶予の申請等)

第12条 前条による返還の猶予を受けようとする者は、別に定める訓練促進資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項による猶予の申請があった時は、当該猶予の申請について承認すること、または承認しないことを決定し、その旨を借受者に通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第13条 会長は、借受者が次の各号に該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)業務に従事したとき。なお、就業地域は、限定しない。

(2) 前項に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 養成機関を修了した年度に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった者、または国家試験に合格できなかった場合で次年度の国家試験を受験する意思があるもので、申請を受けて、会長が認めた者については、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)業務に従事したとき。

(返還債務の裁量免除)

第14条 会長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた訓練促進資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除するものとする。

(1) 死亡、または障害により貸付を受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部または一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部または一部

(3) 第13条第1項に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

(4) その他、会長が認めるとき

返還の債務の額の全部または一部

(返還の免除の申請等)

第15条 第13条及び前条による返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める訓練促進資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること、または承認しないことを決定し、その旨を借受者に通知するものとする。

(勤務期間の計算)

第16条 訓練促進資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、資格を取得した日、もしくは取得した資格が必要な業務に従事した日のいずれか遅い方の日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(延滞利子)

第17条 会長は、借受者が正当な理由がなく、訓練促進資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

なお、令和6年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(大阪市との連携)

第18条 事業が円滑に実施されるよう、本会は大阪市と常に連携を密にし、必要な情報提供及び協議をすることとする。

(その他)

第19条 この要綱は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第8号厚生労働事務次官通知）、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について（平成28年3月7日付雇児発307第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

2 その他、訓練促進資金に係る事務取扱いについては、別途定める。

(附 則)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。